

各 都 道 府 県 知 事 殿

(行政情報化担当課・市区町村行政担当課扱い)

各 指 定 都 市 市 長 殿

(情報政策担当課扱い)

総務省大臣官房地域力創造審議官

(公 印 省 略)

地方公共団体におけるオンライン利用促進指針の策定について (通知)

平素より、総務省の推進する地方公共団体の情報化に関する施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成 28 年 12 月に、「官民データ活用推進基本法」(平成 28 年法律第 103 号)が施行されており、同法第 10 条では、地方公共団体を含む行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続について、オンライン利用を原則とすること(以下「オンライン化原則」という。)が定められております。また、地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用促進に向けた取組につきましては、「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 29 年 5 月 30 日閣議決定)や「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)などにおいて、地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策を取りまとめることとされていたところです。

地方公共団体における行政手続のオンライン利用については、これまで、「電子自治体オンライン利用促進指針」(平成 18 年 7 月 28 日策定)等により、地方公共団体における積極的な取組をお願いしてきたところですが、オンライン化原則や上記閣議決定等を踏まえ、地方公共団体の行政手続に係るオンライン利用促進を更に進めていくため、今般新たに「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれては、本指針を踏まえ、オンライン利用が可能となる対象手続の範囲拡大や他団体との電子申請システム共同化など、更なるオンライン利用の促進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、貴団体内の市区町村に対して速やかにこの趣旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

なお、本指針に基づく取組状況のフォローアップの実施時期については、別途検討の上、改めて通知いたします。

【連絡先】

総務省自治行政局地域情報政策室

担当：村田課長補佐、結城係長

Tel : 03-5253-5525 (直通)

Mail : denshijichi@soumu. go. jp

地方公共団体におけるオンライン利用促進指針

平成 30 年 5 月 31 日

総務省

これまで、地方公共団体における行政手続のオンライン利用については、「電子自治体オンライン利用促進指針」(平成 18 年 7 月 28 日総務省取りまとめ、以下「18 年指針」という。)において、住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続がオンライン利用促進対象手続として位置付けられ、当該手続について、積極的にオンライン利用の推進に取り組んできた。オンライン利用促進対象手続に係るオンライン利用率は平成 17 年度には 11.3%であったが、平成 28 年度においては 51.4%となり、18 年指針で目標としていた 50%を超えるに至ったところである。

こうした中、官民データ活用推進基本法(平成 28 年法律第 103 号)第 10 条では、地方公共団体を含む行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続について、オンライン利用を原則とすること等(以下「オンライン化原則」という。)が定められたところであり、地方公共団体におけるオンライン利用を更に進めていくことが期待されている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 29 年 5 月 30 日閣議決定)、「デジタルガバメント推進方針」(平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)、「デジタルガバメント実行計画」(平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定、以下「実行計画」という。)においては、地方公共団体が優先的にオンライン利用に取り組むべき手続を総務省が取りまとめることとされたところである。このため、各地方公共団体における申請・届出等手続の更なるオンライン利用の促進に向け、地域の実情等に応じ主体的かつ積極的に取り組まれることを期待し、今般、取組の参考となるよう本指針を定めるものである。

なお、地方公共団体の取組をフォローアップするため、政府において毎年度オンライン利用率の把握を行い公表することとする。

1 基本的な考え方

官民データ活用推進基本法において、オンライン化原則が定められたことを踏まえ、地方公共団体における申請・届出等手続において、更なるオンライン利用の促進に向けた取組を進めていくに当たっては、以下の事項に留意し、具体的施策を講じていくものとする。

なお、各都道府県においては、市区町村の取組を支援するため、適切に助言等を行うことが期待される。

- (1) 18 年指針においてオンライン利用促進対象手続として位置付けたものに加え、処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続や実行計画において国民・事業者に対して大きな影響を持つ重要分野として先行的にサービス改革を実施することとされた個別サービス改革分野に係る手続(2(1)の「オンラ

イン利用促進対象手続」のことをいう。)について積極的にオンライン利用の促進を図る。

加えて、オンライン化原則の下、これら以外の手続についても、地域の実情等に応じ、オンライン利用の促進を図る。

- (2) オンライン利用の促進を図るに当たっては、サービスを提供する行政側の視点だけでなく、住民等の利用者の視点にもたって利便性の向上、オンライン利用メリットの拡大などを進める。
- (3) オンライン利用を進めるに当たっては、あわせて業務フローを検証し、業務改革を進める。
- (4) オンライン利用促進のためには、組織の枠を超えた業務改善等の取組が必要であることから全庁的な推進体制を構築する。

2 オンライン利用促進対象手続等

(1) オンライン利用促進対象手続

【引き続き利用促進対象手続とするもの】

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 粗大ごみ収集の申込
- 4) 水道使用開始届等
- 5) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 6) 浄化槽使用開始報告等
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 職員採用試験申込
- 9) 犬の登録申請、死亡届
- 10) 公文書開示請求
- 11) 地方税申告手続 (eLTAX)
- 12) 入札参加資格審査申請等
- 13) 道路占用許可申請等
- 14) 入札
- 15) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 16) 感染症調査報告
- 17) 港湾関係手続
- 18) 食品営業関係の届出
- 19) 特定化学物質取扱量届出
- 20) 後援名義の申請
- 21) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する責任者の選任届

【新たに利用促進対象手続とするもの】

- 22) 児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出
- 23) 自動車の保管場所証明の申請
- 24) 自動車取得税の申告納付
- 25) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 26) 軽自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 27) 住宅・土地統計調査
- 28) 給与支払報告書の提出
- 29) 一時預かり事業の届出
- 30) 経済センサス活動調査（調査員調査）
- 31) 小売物価統計調査
- 32) 道路使用許可の申請
- 33) 保健師助産師看護師法に基づく氏名等の届出
- 34) 特別徴収税額等の通知（特別徴収義務者に対するもの）

(2) オンライン利用促進対象手続の見直し

オンライン利用の進展や地方公共団体における情報基盤の整備等に伴い、住民等のオンライン利用ニーズの高度化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じ、総務省において、オンライン利用促進対象手続の見直しを行う。

なお、実行計画においては先行的にサービス改革を実施する施策が明示されたところであり、当該個別サービス改革分野に係る手続については、実行計画に基づく国の取組の進捗状況を踏まえ、これと整合を図りながら、必要に応じ、オンライン利用促進対象手続の見直しを行う。

3 更なるオンライン利用促進に向け各地方公共団体に取り組む事項

(1) 官民データ活用推進基本計画への位置付け

地方公共団体におけるオンライン利用の推進は、各地方公共団体が、地域の実情等を踏まえ、全庁的、計画的に取り組むべき課題である。

そのため、各地方公共団体は、オンライン利用促進の取組について、その方向性を明確にするとともに、「都道府県官民データ活用推進基本計画」又は「市町村官民データ活用推進基本計画」にオンライン利用推進施策を位置付けた上で推進していくことが望まれる。

計画の策定に当たっては、「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」の送付について」（平成29年10月13日事務連絡、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）及び「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」の送付について」（平成29年10月13日事務連絡、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）における「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）」の内容も参考にされたい。

(2) 更なる利用促進に向けた対策内容

オンライン利用を促進していくためには、オンライン利用が進まない要因を排除するとともに、住民にとってのオンライン利用のメリットを拡大していくことが必要であり、各地方公共団体においては、行政運営上支障のない添付書類を独自に求めることを行わないなど、地域の実情等を踏まえた対策を実施していくことが求められる。

官民データ活用推進基本法
(平成 28 年法律第 103 号) (抄)

第10条 国は、行政機関等(略)に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織(略)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。

経済財政運営と改革の基本方針 2017
(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) (抄)

第 3 章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(3) 地方行財政等

⑤ 国・地方の行政効率化、IT化と業務改革

行政手続のオンライン化については、その進捗を踏まえ、地方公共団体が共同で構築する電子申請システムの活用を進めるとともに、2017 年度(平成 29 年度)中を目途に、地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進に向けた方策を取りまとめる。

世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
(平成 29 年 5 月 30 日閣議決定) (抄)

II-1-(1) 行政手続等のオンライン化原則【基本法第 10 条関係】

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

- ・ 地方一民の行政手続の棚卸し
- 地方公共団体の行政手続の実態(手続件数、添付書類の重複確認等)を把握するための棚卸しを実施する必要。
- 棚卸しの結果を踏まえ、地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策を平成 29 年度末までに取りまとめ、地方公共団体において策定する官民データ活用推進計画に組み込まれることを促進。また、地方公共団体が優先的に取り込むべき手続とその方策のとりまとめに合わせ、進捗等に関する KPI を設定。
- これにより、国民が窓口に出向かず各種行政の申請を Web 上で完結できること、行政機関等からの情報を Web 上でプッシュ型通知により受けることができること等を実現できる環境を整備。

デジタル・ガバメント実行計画
(平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定) (抄)

3 利用者中心の行政サービス改革

3. 3 個別サービス改革

横断的な取組に加え、国民・事業者等に対して大きな影響を持つ重要分野については、政府全体で進めるべき取組として先行的にサービス改革を実施する。以下の観点

から選定された（1）から（15）までの各施策について、個別サービス改革を推進する。

- 「行政手続等の棚卸」等を踏まえ、特にニーズが高いと判断されるもの
 - 国民・企業の主要なライフイベントに関する手続を含むサービス
 - 各種添付書類を多く求めている手続を含むサービス
 - 手続件数が多く、国民企業等への影響が大きいサービス

- （1）金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）（◎内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、関係府省）
- （2）遺失物法関係サービスの利便性向上（◎国家公安委員会・警察庁）
- （3）自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上（◎国家公安委員会・警察庁）
- （4）無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省）
- （5）住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）
- （6）電子調達サービスの利便性向上（◎総務省、全府省）
- （7）法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進（◎法務省、内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省）
- （8）在留資格に関する手続のオンライン化（◎法務省）
- （9）旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化（◎外務省）
- （10）相続税申告のオンライン化（◎財務省）
- （11）社会保険・労働保険関係の電子申請の利用促進（◎厚生労働省）
- （12）公的年金関連サービスのデジタル化（◎厚生労働省）
- （13）ハローワークサービスの充実（◎厚生労働省）
- （14）特許情報提供サービスの迅速化（◎経済産業省）
- （15）自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実（◎国土交通省、国家公安委員会・警察庁、総務省、財務省）

6 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

2) 地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進（◎内閣官房、◎総務省）

内閣官房及び総務省は、行政手続等の棚卸の結果を踏まえつつ、地方公共団体が行う手続のうち重要と考えられる手続を特定し、2018年3月までを目途にオンライン利用促進に向けた方策を取りまとめる。

KPI: 地方公共団体におけるオンライン利用促進に向けた方策の取りまとめ（2018年3月まで）

No.	手続名	主な根拠法令		条文詳細	
		法令名	条項	法律	施行令・規則
(1)	給与支払報告書の提出	地方税法	第317条の6第1項	「地方税法」 (給与支払報告書等の提出義務) 第三百十七条の六 一月一日現在において給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。)で、当該給与の支払をする際所得税法第八十三条の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与と所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。 2～8 略	「地方税法施行規則」 (市町村民税に係る申告書等の様式) 第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。 (一) 給与支払報告書 第十七号様式 (二)～(十) 略
(2)	児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出	児童手当法 施行規則	第4条		「児童手当法施行規則」 (現況の届出) 第四条 一般受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、その年の六月一日における状況を記載した様式第六号による届書を市町村長に提出しなければならない。 2 前項の届書には、第一条の四第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。 3 施設等受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、その年の六月一日における状況を記載した様式第七号による届書を市町村長に提出しなければならない。 4 前項の届書には、第一条の四第四項第二号に掲げる書類を添えなければならない。
(3)	自動車の保管場所証明の申請	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第4条第1項	「自動車の保管場所の確保等に関する法律」 (保管場所の確保を証する書面の提出等) 第四条 道路運送車両法第四条に規定する処分、同法第十二条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。)又は同法第十三条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。)を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。ただし、その者が、警察署長に対して、当該書面に相当するものとして政令で定める通知を当該行政庁に対して行うべきことを申請したときは、この限りでない。	「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令」 (保管場所の確保を証する書面等) 第二条 法第四条第一項の政令で定める書面は、自動車の保有者の申請により、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明した書面とする。 2 法第四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であつて、当該警察署長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)から電気通信回線を通じて法第四条第一項に規定する当該行政庁の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。
(4)	自動車取得税の申告納付	地方税法	第122条第1項	「地方税法」 (自動車取得税の申告納付) 第二百二十二条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式によつて、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を道府県知事に提出するとともに、その申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。 一～四 略 2 略	「地方税法施行規則」 (自動車取得税に係る申告書等の様式) 第八条の十五 法第二百二十二条第一項の規定によつて提出すべき申告書又は同条第二項の規定によつて提出すべき報告書の様式は、第十六号の九様式によるものとする。
(5)	自動車税の賦課徴収に関する必要事項の申告、報告	地方税法	第152条第1項	「地方税法」 第一百五十二条 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請をした際その他当該道府県の条例の定める場合においては、総務省令で定める様式によつて、自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を道府県知事に提出しなければならない。 2 略	「地方税法施行規則」 (自動車税に係る申告書等の様式) 第九条の二 法第一百五十二条第一項の規定によつて提出すべき申告書又は報告書の様式は、第十六号の九様式によるものとする。
(6)	軽自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	地方税法	第447条第1項	「地方税法」 (軽自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務) 第四百四十七条 軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例の定めるところにより、総務省令で定める様式によつて、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならない。 2 略	「地方税法施行規則」 (軽自動車税に係る申告書等の様式) 第十六条 法第四百四十七条第一項の規定によつて提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書又は報告書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。 (一) 軽自動車税申告(報告)書(軽自動車及び二輪の小型自動車に係る申告(報告)書) 第三十三号の四様式 (二) 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る新規又は変更申告(報告)書) 第三十三号の五様式 (三) 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る廃車申告書) 第三十四号様式
(7)	一時預かり事業の届出	児童福祉法	第34条の12第1項	「児童福祉法」 第三十四条の十二 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。 2及び3 略	「児童福祉法施行規則」 第三十六条の三十三 法第三十四条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 事業の種類及び内容 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) 三 条例、定款その他の基本約款 四 職員の定数及び職務の内容 五 主な職員の氏名及び経歴 六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。) 七 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 九 事業開始の予定年月日 2 法第三十四条の十二第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

No.	手続名	主な根拠法令		条文詳細	
		法令名	条項	法律	施行令・規則
(8)	経済センサス活動調査 (調査員調査)	経済センサス活動調査規則	第15条		<p>「経済センサス活動調査規則」 (調査の方法及び期間) 第十条 次の表(略)第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。(電子情報処理組織による調査票の回収又は提出の手続等) 2～4 略</p> <p>(報告の義務及び方法) 第十二条 次の表(略)第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査に当たっては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主(当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。)が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。 2 略</p> <p>第十五条 次に掲げる調査票の回収又は提出の手続は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行い、又は行わせることができる。 一 第十条第一項及び第十二条第一項の規定による調査票の回収又は提出の手続 二 第十三条第二項の規定による調査票の提出の手続 三 第十三条第三項の規定による調査票の提出の手続 2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、第十二条第一項の規定により報告すべき事項を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。</p>
(9)	住宅・土地統計調査	住宅・土地統計調査規則	第16条第3項		<p>「住宅・土地統計調査規則」 (報告の義務及び方法) 第十六条 住宅・土地統計調査に当たっては、第六条第一項に掲げる事項について、世帯主又は世帯の代表者が報告しなければならない。 2 世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による報告を行うことができないときは、当該世帯の世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うものとする。 3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員又は民間事業者等の質問に答えることにより行うものとする。</p>
(10)	小売物価統計調査	小売物価統計調査規則	第11条		<p>「小売物価統計調査規則」 (報告の義務及び方法) 第十一条 小売物価統計調査に当たっては、第六条の調査事項について、調査事業所の事業主又は調査世帯の世帯主が報告しなければならない。 2 調査事業所の事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者は、当該事業主に代わつて当該報告を行うものとする。 3 調査世帯の世帯主に準ずる者は、当該世帯主に代わつて当該報告を行うことができる。 4 前三項の報告は、別表上欄に掲げる品目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者の質問に答えることにより行う。</p> <p>別表 一 うるち米 もち米 食パン(中略)切り花 略 調査員(第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。) 二 民営家賃 略 調査員(第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。) 三 学校給食 公営家賃(公的住宅) 水道料(中略)宿泊料 略 都道府県知事 四 略</p>
(11)	道路使用許可の申請	道路交通法	第77条第2項	<p>「道路交通法」 (道路の使用の許可) 第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者</p> <p>(許可の手続) 第七十八条 前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。 2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。 3～5 略 6 第一項の申請書の様式、第三項の許可証の様式その他前条第一項の許可の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。</p>	<p>「道路交通法施行規則」 (道路使用許可証の様式等) 第十条 法第七十八条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 二 道路使用の目的 三 道路使用の場所又は区間 四 道路使用の期間 五 道路使用の方法又は形態 六 現場責任者の住所及び氏名 2 法第七十八条第一項の申請書及び法第七十八条第三項の許可証の様式は、別記様式第六のとおりとし、申請書は、二通提出するものとする。 3 前項の申請書には、道路使用の場所又は区間の付近の見取図その他の第一項各号の事項を補足するために公安委員会が必要と認めて定めた書類を添付しなければならない。 4 法第七十七条第一項第四号に掲げる行為について当該都道府県の条例(市町村の条例を含む。)により公安委員会に届出をし、又は許可を受けなければならないこととされている場合において、その届出書又は許可の申請書に第一項に定める事項が記載されているときは、第二項の規定にかかわらず、当該届出書又は許可の申請書を法第七十八条第一項の申請書とみなす。 5 法第七十七条第一項第四号に掲げる行為について当該都道府県の条例(市町村の条例を含む。)により公安委員会の許可を受けなければならないこととされている場合において、その許可書に別記様式第六に定める事項が記載されており、かつ、所轄警察署長が許可の旨及び付すべき条件を併せて記載したときは、第二項の規定にかかわらず、当該許可書を法第七十八条第三項の許可証とみなす。</p>

No.	手続名	主な根拠法令		条文詳細	
		法令名	条項	法律	施行令・規則
(12)	氏名等の届出	保健師助産師看護師法	第33条	「保健師助産師看護師法」 第三十三条 業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。	「保健師助産師看護師法施行規則」 (届出) 第三十三条 法第三十三条の厚生労働省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年を初年とする同年以後の二年ごとの各年とする。 2 法第三十三条の規定による届出は、第三号様式による届書を提出することによつて行うものとする。 3 略
(13)	特別徴収義務者の指定等(特別徴収税額等の通知)	地方税法	第321条の4第1項	「地方税法」 (給与所得に係る特別徴収義務者の指定等) 第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第百八十三条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額(同条第四項に規定する場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額)を合算した額(以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。)を特別徴収の方法によつて徴収する旨(第七項及び第八項において「通知事項」という。)を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。 2～6 略 7 市町村長は、第一項又は第五項の規定により指定した特別徴収義務者の同意がある場合には、第一項後段(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による当該特別徴収義務者に対する通知に代えて、通知事項を電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として総務省令で定める方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。 8 略	「地方税法施行規則」 (法第三百二十一条の四第七項に規定する総務省令で定める方法) 第九条の三の三 法第三百二十一条の四第七項(法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する総務省令で定める方法は、法第三百二十一条の四第七項に規定する市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら同項に規定する特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルをいう。次項において同じ。)に同条第一項に規定する通知事項(法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨)に係る情報(次項において「通知情報」という。)を電気通信回線を通じて記録する方法をいう。 2 前項の場合においては、市町村長は、通知情報を受信者ファイルに記録した旨を法第三百二十一条の四第七項に規定する特別徴収義務者に対し、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)により送信しなければならない。